

令和5年度
栗東市農業施策等に関する意見書

令和4年11月18日

栗東市農業委員会

令和5年度 栗東市農業施策等に関する意見書

はじめに

貴職におかれましては、日頃より、当農業委員会活動に対し、多大なるご理解、ご支援を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は依然として、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、新型コロナウイルス感染症の流行による米価の下落、ウクライナ情勢の悪化による肥料や燃料などの物価高騰による生産コストの増大など、非常に厳しい状況が続いております。

また、令和4年5月、「人・農地プラン」の法定化による「地域計画」の策定、権利取得における「下限面積」の廃止、「市の農用地利用集積計画」は「農地バンク（農地中間管理機構）の農用地利用配分計画」へ統合一体化されるなど、農業の将来の在り方に大きな影響を及ぼす「人・農地関連法」が成立しました。

このような中、当農業委員会の主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」（「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」、「遊休農地の発生防止・解消」、「地産地消・販路の拡大」）に向け、農業委員並びに農地利用最適化推進委員が連携し、活動しております。

法定化された「地域計画」の策定に向けての「目標地図」素案図作りを最大の課題と位置付け、今後とも関係機関や団体と連携し、農地利用の最適化に取り組む必要があります。

このことから、令和5年度の施策展開並びに予算措置に特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、この意見書を提出いたします。

令和4年11月18日

栗東市長

竹村 健 様

栗東市農業委員会

会長 武村 秀夫

1. 担い手への農地等の利用の集積・集約化

集落や地域における話し合いを通じて、地域農業の担い手や農地利用の将来像等を明確に示した「人・農地プラン」の実質的な策定とその後の実行に向けた取組みが必要です。

「人・農地プラン」が法定化された「地域計画」の策定は、地域の持続可能な農業経営に関わるものであると考えます。

(1) 「人・農地プラン」の法定化について

「人・農地プラン」の法定化に伴い、JAや関係機関と連携して制度の周知及び説明会を開催し、地域の実情に合った支援を行うこと。

(2) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う農地貸借について

基盤法に基づく相対の農地貸借（従来の利用権の設定）である「市の農用地利用集積計画」については、国が進める農地の集積・集約の考えのもと「農地バンク（農地中間管理機構）を通じた農用地利用配分計画（農地貸借）」へ統合一体化されることにより「地域計画」の未策定地域での権利設定が困難になることが予測されます。

つきましては、国等からの情報収集に努められるとともに今後法解釈や運用等の説明会を実施するなど本市農業者が安心して農地貸借できるよう取組まれます。

(3) 最先端技術への支援について

農業に関する最先端技術の動向に高い関心を持ち、将来を見据えた「スマート農業（ロボットトラクタやスマホで操作する水田の水管理システムなど）先端技術による作業の自動化の実現に向けての補助金制度を充実されたい。

(4) 農地基盤整備及び農業機械の導入への支援について

土地改良事業等の農地基盤整備、農作業機械の大型化に対応した農道の拡幅や老朽化している水路等の維持・改修に対する支援の拡大を図られるとともに農業生産力の増進、農業経営の改善に向けた農業機械の導入における支援、補助金率を上げる等の拡充をされたい。

(5) 農業経営の現状における市民に対する周知等について

日本の食料自給率は、38%（農林水産省の発表、2021年度カロリーベースによる試算）であり、残りの62%は海外からの輸入に頼っており低い状況です。

また、米価の下落、生産資材等の高騰により、担い手等が農業経営を続けていくためには、非常に厳しい状況にあります。

このままの状況では、国内産農産物はもとより地元産農産物の生産が激減していくと思われまます。

については、国内産農産物などの確保に全力を挙げるよう国並びに関係機関等へ強く働きかけ、市民に対しても厳しい状況であることの周知と理解をしていただく働きかけをされたい。

2. 新規参入の促進

「新規参入」は、参入地域の営農に対して支障が生じることなく、地域の担い手との適切な役割分担のもと、継続的・安定的に農業経営が行われることが大切です。

(1) 支援体制の強化について

新たな担い手の確保・育成・定着対策について「営農技術の習得」「資金の確保」「農地の確保」等、きめ細やかな支援体制を強化されたい。

(2) 女性の農業参画への支援について

女性の視点を活かせる場面は多くあると考えることから、女性が意欲的に農業に取り組み、その能力を最大限発揮できるよう、男女共同参画社会の実現に向けての取組みを進めるとともに支援を講じられたい。

3. 遊休農地の発生防止・解消

農業従事者の高齢化、後継者や担い手の不足によるもの、特に中山間地域は、小区画や不整形、傾斜地等による条件不利な農地が遊休地や荒廃地となっています。

耕作放棄地の発生防止や解消に取り組み、農業の担い手が、引き続き農業経営ができる環境づくりを目指すことが必要です。

(1) 遊休農地の解消及び維持管理について

地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう多面的機能支払交付金制度等の充実を図るとともに現場の実情に即し、交付申請や実績報告にかかる手続き等をできる限り簡略化したものとするよう、国並びに関係機関等へ強く働きかけをされたい。

(2) 中山間等の条件不利地での農地活用について

特に中山間の遊休農地については、地域ぐるみで解消するよう、体験型ふれあい農園等の整備を推進し、市民が農に関心を持ち、ふれあう機会を創出するよう働きかけをされたい。

4. 地産地消・販路拡大の推進

農業者の所得および生産意欲の向上を図るためには、地元産農産物の消費拡大を進めるとともに6次産業化、ブランド化、販路拡大の推進、食育の推進に取り組む必要があります。

(1) 地元産農産物の魅力発信について

地元産農産物の魅力を発信するため、広報活動の継続・強化および地産地消を含めた地元産農産物の消費拡大・販路拡大への支援の拡充を図られたい。

(2) 農産物のブランド力向上について

生産者が農産物のブランド力向上に繋がる商品化、高価格化に取り組める支援の継続・強化を図られたい。

(3) 食育の推進について

農業体験事業等、様々な体験を通じて、「農業者との心のふれあい」の機会を開催していただいている農業団体や福祉団体等に対して支援を図られたい。

(4) 学校給食について

本市の「学校給食の食材」として、食品ロスを防ぐために流通規格に乗らない地元産農産物でも活用できる仕組みを考えていただきたい。

5. 農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援について

農業委員会が、その主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たせるようにするためには、最大限機能を発揮する組織が必要です。

機能強化を求められる農業委員会の役割が果たせるよう支援を求めます。

(1) 多様な農業委員の任命について

農業委員会等に関する法律第8条第7項では、農業委員を任命する際には、「年齢、性別に著しい偏りが無い」ように努める規定が盛り込まれています。

本年10月に滋賀県の湖国女性農業・推進委員協議会 西田くみ子 会長が、来年の7月に農業委員会の新体制3期目を迎えることから、女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の登用促進キャラバンとして本市を来庁され、貴職に女性委員等の登用を要請されました。

これからの農業は、地域の女性や青年の感性や視点を活かし、農業・農村を守っていくべきであり、当農業委員会にも多様な農業委員の任命を努められるよう要請します。

(2) 農業委員会事務局の体制整備と活動予算の確保について

「人・農地関連法」の改正に伴い、「人・農地プラン」の法定化による「地域計画」の策定に向けての「目標地図」素案図の作成や国が全国一元化を目指す農業委員会サポートシステムとeMAFF地図の運用に向けた取組み、タブレット導入による農業委員会活動の効率化を図るIT化の促進など、多様化・複雑化する農業委員会活動をサポートする事務局の果たす役割と業務量は大きくなります。

また、農地の保全・確保や有効利用の促進の基礎となる農地法等の法令業務の的確な処理も行わなければなりません。

このことから、農業委員会の独立性を保つため兼務による職員配置ではなく、必要な知識及び経験を有する専任職員の配置と事務が円滑に処理できるよう、農業委員会運営の予算の確保を図られたい。